

有価証券報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ラクーン

(941854)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	22
6 【研究開発活動】	22
7 【財政状態及び経営成績の分析】	23
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	26
3 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
(1) 【株式の総数等】	27
【株式の総数】	27
【発行済株式】	27
(2) 【新株予約権等の状況】	28
(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	31
(4) 【所有者別状況】	32
(5) 【大株主の状況】	32
(6) 【議決権の状況】	33
【発行済株式】	33
【自己株式等】	33
(7) 【ストックオプション制度の内容】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	36
(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】	36

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】	36
【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】	36
(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】	36
【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】	36
【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】	36
3 【配当政策】	36
4 【株価の推移】	36
(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	36
(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	36
5 【役員の状況】	37
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	39
第5 【経理の状況】	41
【財務諸表等】	42
(1) 【財務諸表】	42
【貸借対照表】	42
【損益計算書】	45
【キャッシュ・フロー計算書】	48
【損失処理計算書】	50
【関連当事者との取引】	56
【附属明細表】	59
【有価証券明細表】	59
【有形固定資産等明細表】	60
【社債明細表】	61
【借入金等明細表】	61
【資本金等明細表】	62
【引当金明細表】	62
(2) 【主な資産及び負債の内容】	63
(3) 【その他】	64
第6 【提出会社の株式事務の概要】	65
第7 【提出会社の参考情報】	66
1 【提出会社の親会社等の情報】	66
2 【その他の参考情報】	66
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	67
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年7月31日
【事業年度】	第10期（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACC00N CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町27番2号 渡菊第3ビル3階
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼管理部長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町27番2号 渡菊第3ビル3階
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼管理部長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
売上高 (千円)	494,226	621,992	890,714	1,247,654	2,289,221
経常利益又は経常損失 (千円)	193,581	105,405	57,674	23,710	95,689
当期純利益又は当期純損失 (千円)	200,802	130,377	58,733	45,275	122,267
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	295,650	345,650	345,650	370,650	717,900
発行済株式総数 (株)	4,446	4,946	4,946	5,196	8,808
純資産額 (千円)	166,443	136,065	77,333	172,609	1,213,926
総資産額 (千円)	286,794	293,247	264,908	391,363	1,591,723
1株当たり純資産額 (円)	37,436.62	27,510.24	15,635.50	33,219.60	137,820.94
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	51,514.21	28,761.87	11,874.74	9,107.99	19,438.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	15,966.75
自己資本比率 (%)	58.0	46.4	29.2	44.1	76.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	36.2	17.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	105.98
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	85,887	1,120	90,858
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	22,272	37,300	61,651
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	26,567	14,649	922,929
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	120,011	96,240	1,048,376
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	29 (21)	26 (17)	29 (17)	35 (25)	45 (35)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、子会社及び関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
4. 第6期から第9期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であることから、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
5. 自己資本利益率につきましては、第6期から第8期まで当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第6期から第9期までの株価収益率については、当社株式が非上場であることから、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
7. 第8期以降の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第6期及び第7期の財務諸表につきましては、当該監査を受けておりません。
8. 従業員数欄の「外書」は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
9. 平成13年8月31日付けをもって株式1株を2株に分割しております。

2【沿革】

年月	事項
平成5年5月	東京都狛江市にラクーントレードサービス（個人事業主）を創業。
平成7年9月	有限会社ラクーントレードサービス（資本金5,000千円）を設立。
平成8年5月	株式会社に組織変更し、社名を株式会社ラクーン（資本金10,000千円）とする。
平成10年8月	過剰在庫品を取扱うeマーケットプレイス「オンライン激安問屋」をインターネット上に開設。
平成12年4月	本社を東京都渋谷区に移転。
平成12年7月	ゼロ円スタートを特徴とするオークション販売を開始。
平成12年9月	倉庫業務の外部倉庫委託体制を開始。
平成12年10月	日本経済新聞社主催「日経インターネット・アワード2000」ビジネス部門日本経済新聞社賞を受賞。
平成13年11月	本社を東京都中央区の自社倉庫機能付のビルへ移転。これにより自社検品体制へ移行。
平成14年2月	新商品及び定番品を取扱うeマーケットプレイス「スーパーデリバリー」を開設。
平成14年9月	「スーパーデリバリー」においてクレジットカード決済開始。
平成16年7月	本社を東京都中央区内で移転し、同時に物流カスタマーサポートの拠点であるECRセンターを設置。
平成16年9月	「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」で掛売決済開始。
平成17年11月	株式会社三洋倶楽部と提携し、会員小売店向け金融関連ビジネスを開始。
平成18年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。

3【事業の内容】

当社は、インターネット上に設けたeマーケットプレイス（インターネット上に設けられた企業間電子商取引の場）の運営を通じて、主にアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者から仕入れた商品を、主に地方小売店及び中小規模小売店に対して販売いたしております。当社の運営しているeマーケットプレイスは、過剰在庫品を取り扱う「オンライン激安問屋」、新商品及び定番品を取り扱う「スーパーデリバリー」の2つであります。

「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」に参加するためには、あらかじめ出展企業（eマーケットプレイスで商品を販売する企業）もしくは会員小売店（eマーケットプレイスで商品を購入する企業）としての登録が必要になります。平成18年4月末現在における登録状況は「オンライン激安問屋」が出展企業数1,733、会員小売店数34,616、「スーパーデリバリー」が出展企業数419、会員小売店数6,293となっております。

なお、「オンライン激安問屋」は出展企業及び会員小売店としての登録は無料ですが、「スーパーデリバリー」は出展企業からは出展時に出展初期費用、出展後1年毎に出展更新料を徴収し、会員小売店からは毎月一定額の会費を徴収しております。

(1) オンライン激安問屋

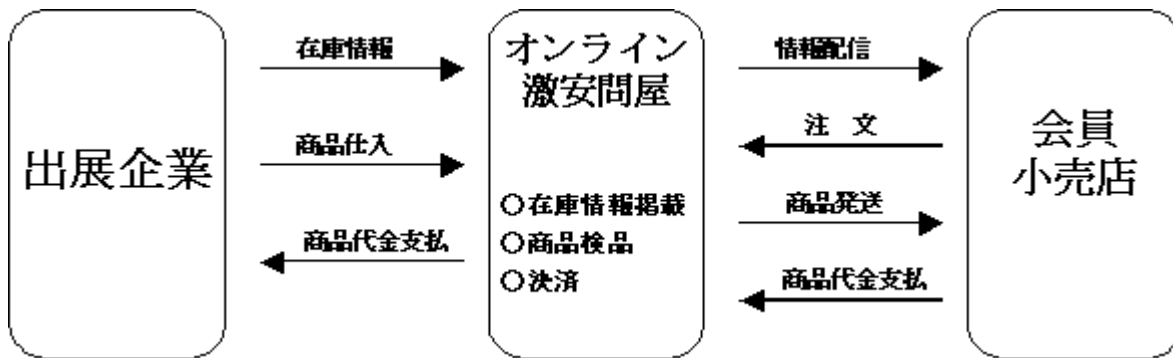
取引の概要

「オンライン激安問屋」は、出展企業の抱える過剰在庫品を地方小売店及び中小規模小売店を中心とした会員小売店へ販売するためのeマーケットプレイスであります。

出展企業は、インターネットを利用して格安商材を求める多数の会員小売店に対して情報提供が行え、また、検品、小分け、発送を当社が行うので煩雑な手間を掛けずに効率よく過剰在庫品の処分が行えます。

会員小売店は、地方小売店及び中小規模小売店では通常入手困難な格安商材についての情報の入手及び仕入が可能になります。また、過剰在庫品は出展企業にて長期間保管されていた商品等が多く、通常の商品に比べ劣化した商品の混入する可能性が高いなど必ずしも品質が安定的でないのが一般的ですが、当社で扱う過剰在庫品については当社にて検品、小分け、発送を行うため、一定の品質を満たした商品を比較的小さなロットで仕入れることが可能になります。

取引の概要は、当社が出展企業より買取った商品（買取仕入）もしくは販売を委託された商品（消化仕入）の情報を「オンライン激安問屋」のホームページを通じて会員小売店に提供します。商品の購入を希望する会員小売店は「オンライン激安問屋」のホームページより商品の情報を閲覧し、発注します。この会員小売店からの発注を受け、出展企業より買取った商品あるいは販売を委託された商品を当社より出荷する流れとなっております。「オンライン激安問屋」においては、販売する商品について検品を行うことにより、格安で一定の品質を満たした商品を提供できることで、小売店の満足度の向上、リピーター作りを図っております。



出展企業からの仕入方法及び会員小売店への販売方法

「オンライン激安問屋」においては、出展企業の抱える過剰在庫品の処分及び会員小売店による格安商材の仕入が効率よく行えるように、以下の仕入方法及び販売方法をとっております。

(A) 仕入方法

出展企業からの仕入方法は、a) 消化仕入、b) 買取仕入の2種類であります。

a) 消化仕入とは、出展企業から販売委託を受け、預かり商品として商品の納品を受ける方法であります。当社から小売店への販売前の段階では商品の所有権は出展企業にあり、当社から会員小売店への納品の段階で当社への所有権移転がなされ、同時に当社から会員小売店に所有権が移転いたします。また、消化仕入における出展企業からの仕入価格の決定方法に関しては、当社から会員小売店への販売価格から一定の販売マージンを差し引いて事後的に計算することとされております。消化仕入により出展企業から納品を受けた商品は、通常販売及びオークション販売の方法により会員小売店に販売いたします。

b) 買取仕入とは、会員小売店への販売に先立って出展企業から商品を買取る方法であります。消化仕入と同様に出品企業から買取った商品は、通常販売及びオークション販売の方法により会員小売店に販売いたします。

(B) 販売方法

会員小売店への販売方法は、a) 当社で値付けした販売価格での販売による方法（以下、通常販売）と、b) 一定の販売時間内に購入希望会員小売店が価格をつけて落札するオークション販売による方法（以下、オークション販売）の2つがあります。

a) 通常販売は、当社にて一定の販売価格を設定して販売を行う方法であります。ただし、一般の販売方法と変わらず、必ずしも全ての商品を完売できるわけではありません。

b) オークション販売は、最低落札価格を設定していない（スタート価格をゼロ円としている）ため買い手がつき易い仕組みであります。平成18年4月末日までのオークション販売による落札率の実績は、100%となっております。

販売方法は、こうした特性を生かし通常販売での一定の販売期間を経た後、オークション販売へ移行し全ての商品を売り切る流れとなっております。なお、平成17年9月からは在庫回転率のさらなる向上のために、従来の販売方法に加えて通常販売とオークション販売を一部併用する販売方法も採用しております。

通常販売とオークション販売を通して消化率100%の実績となっていることが、過剰在庫品を処分したい企業からの信頼感へ繋がっており、出品企業が「オンライン激安問屋」を継続的に利用する理由になっていると考えております。

また、会員小売店からの販売代金の回収方法に関しましては主として配送業者の代金引換便を利用した回収、保証会社により小売店による当社への支払いにつき保証を受けた掛売り販売となっております。

(2) スーパーデリバリー

取引の概要

「スーパーデリバリー」は、出展企業の取扱う新商品及び定番品を地方小売店及び中小規模小売店を中心とした会員小売店へ販売するためのeマーケットプレイスであります。

地方小売店及び中小規模小売店は販路拡大を考える製造業者・輸入業者にとって魅力的なマーケットであるものの、a)小売店の信用リスクが比較的高い、並びにb)売上規模の割に営業コストと管理コストがかかる、という問題があるため必ずしも積極的に販路拡大ができないのが現状であると考えております。

「スーパーデリバリー」においては、当社が会員小売店を集客しており、かつ、出展企業が会員小売店に対する与信リスクを回避するための仕組みを提供しているため、出展企業は、上記の問題を抱えずに地方小売店及び中小規模小売店への新規販路拡大が可能になります。また、出展企業は、既に取引を行っている地方小売店及び中小規模小売店を「スーパーデリバリー」での取引に切り替えることで取引の効率化を行えます。

また、会員小売店は「スーパーデリバリー」を利用することで上記a、bの理由により従来取引しにくかった製造業者・輸入業者と取引を行うことが可能になります。また、効率的に多数の出展企業の多様な商品の情報を入手して仕入を行うことや、事務管理コストや仕入れのための交通費等のコスト削減も行えます。

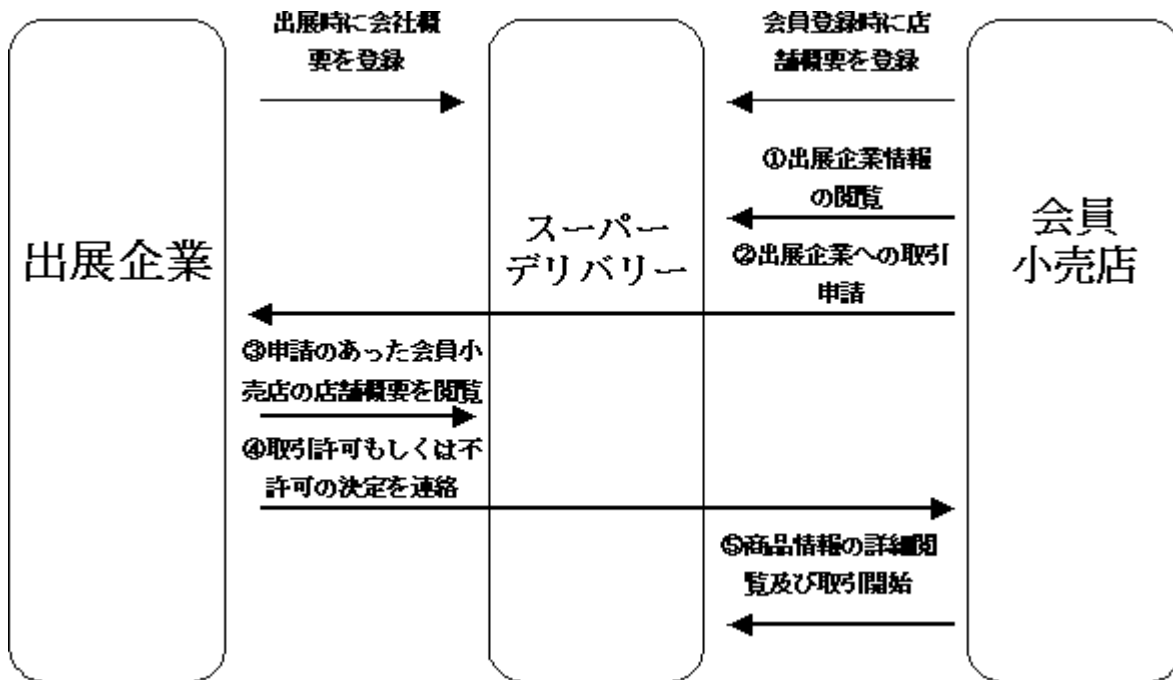
取引の概要は、販売企業が「スーパーデリバリー」のサイト上に展覧することから始まります。出展企業は、サイト上にショッピングモールのように並び、会員小売店と、注文から出荷までのやり取りの他、商品についての問い合わせ等におけるまで2社間で直接行い、商品代金の決済に関しましては当社を介して行う仕組みとなっております。

取引開始までの流れ

「スーパーデリバリー」においては、会員小売店は各出展企業との取引に先立って各出展企業の取引審査を受ける必要があります。

具体的には、会員小売店が各出展企業の企業概要、掲載商品等を閲覧し、取引を希望する出展企業に取引開始の申込みを行います。取引開始の申込みを受けた出展企業は会員小売店の店舗概要を閲覧し、取引に応じるか否かの審査を行います。なお、出展企業が出品している商品の販売価格等の詳細な情報は取引許可をした会員小売店のみが閲覧できることとなっております。

これにより、出展企業は販路の選定ができるとともに、自社が取引を希望する会員小売店のみに卸値等の重要情報の開示を行うことが可能になります。



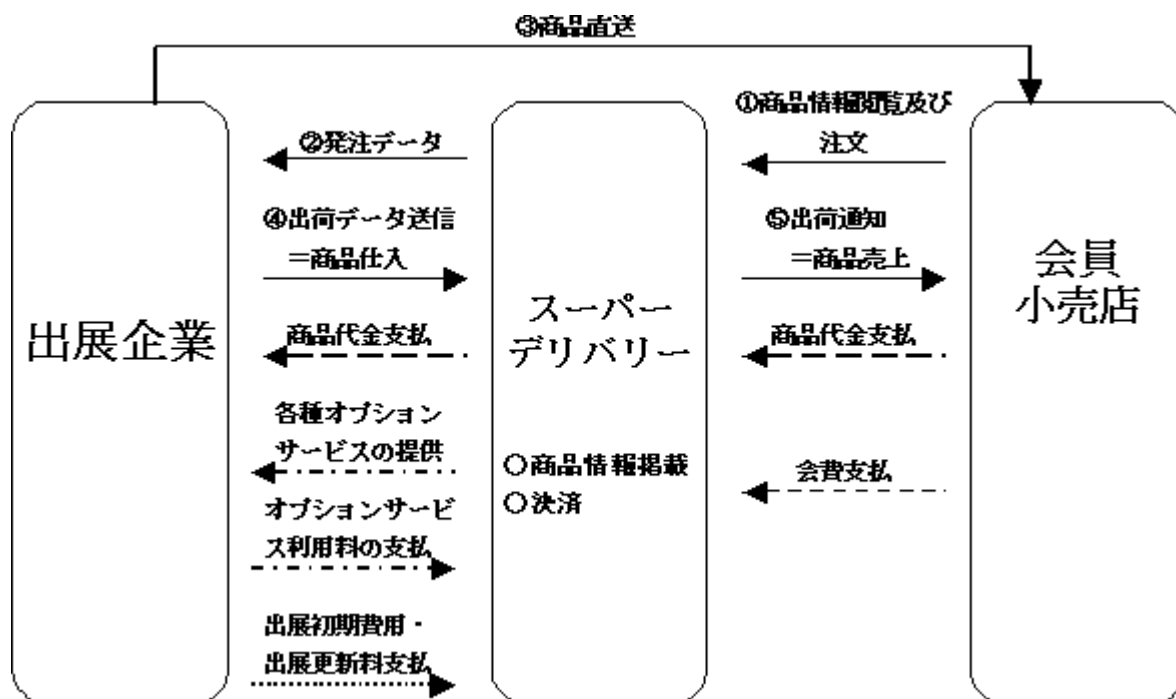
取引の流れ

取引許可を受けた会員小売店は各出展企業が出品している商品の詳細な情報を「スーパーデリバリー」上で閲覧し、発注を行います。出展企業は「スーパーデリバリー」の出展企業用管理画面により会員小売店からの発注を確認し、会員小売店に商品を直接発送します。商品の発送データは出展企業用管理画面を利用して当社に送信されます。当社は、出展企業からの商品発送データに基づき小売店からの代金回収及び出展企業への代金支払いを行っております。会員小売店からの代金回収は信販、クレジットあるいは保証会社により小売店による当社への支払につき保証を受けた掛売り販売となっております。

「スーパーデリバリー」においては商品が出展企業から会員小売店に直送され、当社を経由いたしません。売買契約は出展企業と当社、当社と会員小売店で別個に存在いたします。出展企業が商品を会員小売店に発送し、商品発送データを当社に送信した段階で商品の所有権は出展企業から当社に移転し、同時に当社から会員小売店に出荷通知することで商品の所有権は当社から会員小売店に移転いたします。

オプションサービス

「スーパーデリバリー」においては、「スーパーデリバリー」のウェブサイトもしくは会員小売店向けのメールマガジンにおける出展企業紹介といった広告サービス、「スーパーデリバリー」への掲載商品の画像撮影等の代行サービス等といった各種オプションサービスを有料で出展企業向けに提供しております。

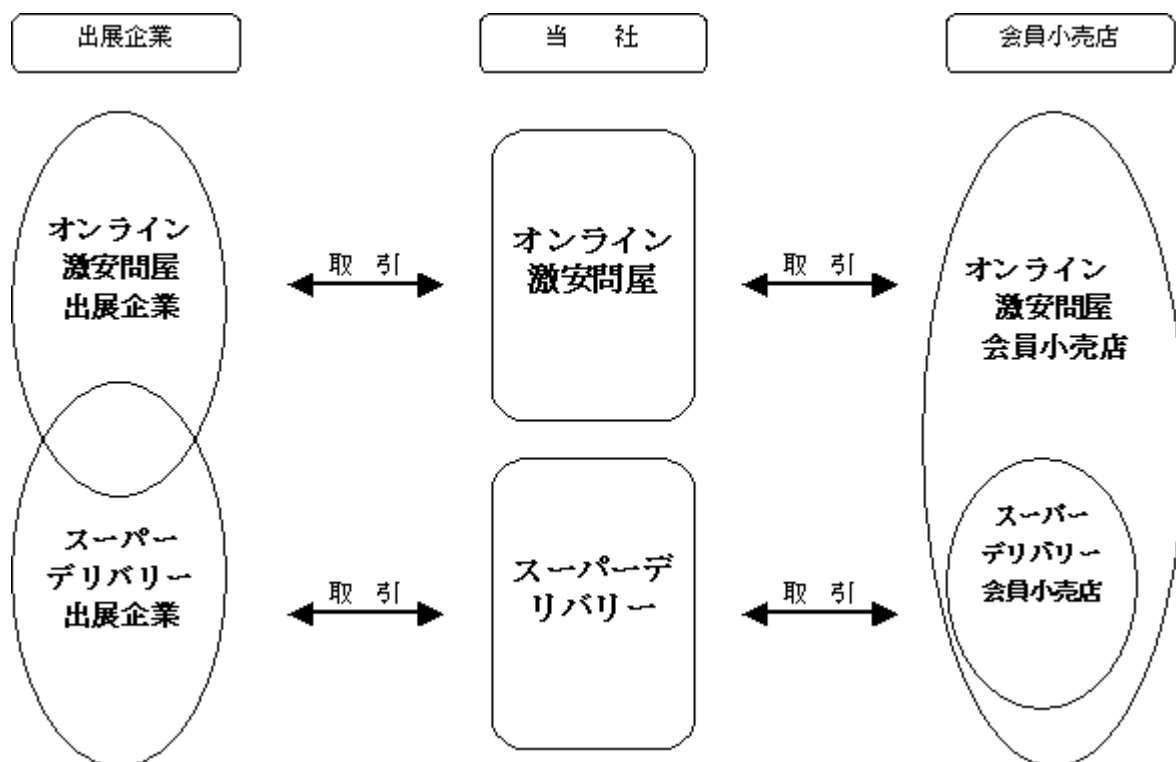


(3) 関連事業

当社は、上記のeマーケットプレイスの運営事業の他、出展企業及び会員小売店を対象として事業のIT化等に関するコンサルティングといった付加的なサービスを行っております。

当社は、平成17年11月に関連事業の一環として株式会社三洋倶楽部（以下、「三洋倶楽部」といいます。）と代理店契約を締結し業務提携を行っております。かかる提携に基づき当社は当社の会員小売店のうちビジネスローン希望する会員小売店を三洋倶楽部に紹介しております。会員小売店は三洋倶楽部とビジネスローン契約を締結し、ビジネスローンとして資金を借り入れることができます。当社は三洋倶楽部から会員小売店に対して三洋倶楽部が実行したビジネスローンの貸出残高に応じて代理店手数料を受け取ります。

[事業系統図]



(注 1) 「オンライン激安問屋」の出展企業と「スーパーデリバリー」の出展企業は一部重複 (両方利用) があります。

(注 2) 「スーパーデリバリー」の会員小売店はすべて「オンライン激安問屋」の会員小売店でもあります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
45 (35)	27.6	2.75	3,917

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（ ）外数は、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 平均年間給与は、兼務役員の従業員報酬を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は原油価格の上場による企業収益の圧迫等、引き続き景気の先行き不透明感があるものの、企業収益の改善を背景に、設備投資の拡大、雇用情勢や所得環境の改善から見え始めた明るさが個人消費にも波及しつつあり、総じて緩やかな回復を維持する状況で推移しました。

当社を取り巻く流通業界におきましても、企業業績は回復基調で推移しております。

このような状況の中、当社はインターネット上で運営しているeマーケットプレイスである「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」の2本柱を中心とする事業のサービスの拡充に努めながら、取引規模の拡大に取り組んでまいりました。また、サーバーの増強及び、自社開発システムのスピードアップ等、将来の取引規模の拡大を見据えた設備投資を積極的に行ってまいりました。

以上の結果、売上高2,289,221千円（前年同期比183.5%）、経常利益95,689千円（前年同期比403.6%）、当期利益122,267千円（前年同期比270.1%）となりました。

事業部門別の実績は下記の通りであります。

オンライン激安問屋

前事業年度より進めてまいりました受発注型仕入の段階的な縮小が6月末で完了した影響により、上半期におきまして一時的な売上高の低迷が発生いたしました。消化仕入及び買取仕入の2体制となったことに併せ、7月より出荷業務を外部倉庫へ委託し、倉庫スペースの拡大を図り、大量な商品の保管、出荷に対応できる体制を整備した結果、売上高が回復いたしました。また、利益率の低い受発注型仕入の廃止により売上総利益率が向上しております。

上記の結果、「オンライン激安問屋」の売上高は742,554千円（前年同期比101.9%）となりました。

スーパーデリバリー

「スーパーデリバリー」につきましては、「出展企業数」、「会員小売店数」、「商材掲載数」が成長拡大において重要な指標であります。そのため、前事業年度に引き続き会員小売店数の獲得を促進するために、積極的な広告活動を行うとともに、各種販売促進活動の実施により退会の抑制及び商品購入促進を図りました。また、出展セミナーの開催頻度のアップ及び出展企業に対するプロモーションの強化により、出展企業の獲得数及び商材掲載数が大きく向上いたしました。

上記の結果、「スーパーデリバリー」の売上高は1,545,538千円（前年同期比308.5%）となりました。

関連事業

関連事業の一環として、平成17年11月より株式会社三洋倶楽部と代理店契約を締結し業務提携を行っております。当社は会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介し、株式会社三洋倶楽部が当社会員小売店に対して実行したビジネスローンの貸出残高に応じて代理店手数料を受け取っております。

上記の結果、「関連事業」の売上高は1,128千円（前年同期比6.3%）となりました。

(参考) 経営指標

		会員小売店	出展企業	商材掲載
スーパーデリバリー	18年4月期	6,293	419	50,020
	17年4月期	3,595	220	19,426
オンライン激安問屋	18年4月期	34,616	1,733	19,858
	17年4月期	24,185	1,578	17,005

- (注) 1. スーパーデリバリーについては期間末現在において出展している企業数です。オンライン激安問屋については商材掲載数のある企業の累計値です。なお、1,733社のうち当事業年度に掲載のあった出展企業数は573社となっております。
2. スーパーデリバリーについては期間末現在で掲載されている商材数です。オンライン激安問屋については当事業年度に掲載された商材数の合計です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末より952,136千円増加し、1,048,376千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の増加は90,858千円となりました。これは主として税引前当期純利益93,557千円に減価償却費20,550千円をはじめとする資金の流出を伴わない項目の増加の他、取引量の拡大による仕入債務93,984千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の減少は61,651千円となりました。これは主としてソフトウェア開発による無形固定資産の取得による支出59,315千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動による資金の増加は922,929千円となりました。これは主として、株式発行による収入918,600千円のものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社はアパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から売上までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第10期事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)	前年同期比(%)
オンライン激安問屋 (千円)	742,554	101.9
スーパーデリバリー (千円)	1,545,538	308.4
商品売上 (千円)	1,333,468	321.5
小売店会費売上 (千円)	67,814	177.1
その他売上 (千円)	144,255	300.3
関連事業 (千円)	1,128	6.2
合計 (千円)	2,289,221	183.5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の運営する「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」は、アパレル及び雑貨の企業間電子商取引を目的としたeマーケットプレイスであり、当社は当該eマーケットプレイスを通してアパレル及び雑貨の製造業者及び輸入業者を中心とした出展企業の取扱う商品を、地方小売店及び中小規模小売店を中心とした会員小売店に販売しております。

従来から地方小売店及び中小規模小売店への商品流通は主に地方問屋及び二次問屋が担っております。しかしながら、地方問屋及び二次問屋は衰退が激しい産業であるため良い人材や資金が集まりにくい環境にあり、そのサービスや機能は低下しつつあると認識しております。そのような環境の中で当社の事業は、インターネットを効率的に活用することにより従来地方問屋及び二次問屋が担っていた地方小売店・中小規模小売店への商品流通を代替するものと考えられます。

中小規模小売店及び地方小売店への流通マーケットの市場規模は必ずしも明らかではありませんが、平成14年商業統計（経済産業省）によると「アパレル」及び「住関連」のマーケット約20兆円のうち約32%は従業員4名以下の中小規模の小売店が占めており、これが当社のターゲットとなるマーケットと考えられます。

当社はインターネットによる無地域性と情報伝達の迅速性を最大限に活用し、従来多数の地方問屋及び二次問屋が担ってきた中小規模小売店及び地方小売店への流通マーケットを代替することを事業の重要な課題と位置づけております。そのために、下記の各事項が具体的な課題となります。

(1) 「スーパーデリバリー」に関して

出展企業数、掲載商品数の拡充と出展企業に対するフォロー体制の強化

新商品及び定番品を取り扱う「スーパーデリバリー」においては、出展企業数及び商材掲載数のさらなる拡大を推進し、会員小売店のニーズを満たすことが事業拡大のための課題となります。また、出展企業数及び商材掲載数の拡大は「スーパーデリバリー」の利用価値を高めるため、新規会員小売店の集客にも効果的であります。そのため、定期的なセミナー開催や広告活動により出展企業の獲得を進めるとともに、会員小売店のニーズに適合した商品の提供を促すため出展企業に対する定期的なフォロー及びコンサルティングを行っております。

今後、さらに出展企業の獲得と商材掲載数の拡大を実現するために、より効率的な営業方法を模索することが必要になります。また、出展企業に対するフォロー及コンサルティングに関しても、体制の強化とともにより効率的なコンサルティング方法の確立が必要となります。

サイトの利便性の向上

今後、出展企業数及び商材掲載数が拡大すると、会員小売店がそのニーズに適合する商品を探すことが困難になることが予想されます。そのため、検索機能の強化等の体系的な対応が必要になります。出展企業数及び掲載商品数の拡大に伴って取引金額を拡大させるために、上記検索機能の強化を含めてサイトの利便性向上のための様々な施策を検討し、実行することが課題となります。

(2) 収益性の向上

出展企業数、掲載商品数の拡充と出展企業に対するフォロー体制の強化

新商品及び定番品を取り扱う「スーパーデリバリー」においては、出展企業数（平成18年4月末現在419社）及び商材掲載数（平成18年4月末現在50,020商品）のさらなる拡大を推進し、会員小売店のニーズを満たすことが事業拡大のための課題となります。また、出展企業数及び商材掲載数の拡大は「スーパーデリバリー」の利用価値を高めるため、新規会員小売店の集客にも効果的であります。そのため、定期的なセミナー開催や広告活動により出展企業の獲得を進めるとともに、会員小売店のニーズに適合した商品の提供を促すため出展企業に対する定期的なフォロー及びコンサルティングを行っております。

今後、さらに出展企業の獲得と商材掲載数の拡大を実現するために、優秀な営業職の採用及び教育を進めるとともに、より効率的な営業方法を模索することが必要になります。また、出展企業に対するフォロー及びコンサルティングに関しても、体制の強化とともにより効率的なコンサルティング方法の確立が必要となります。

サイトの利便性向上

事業規模拡大のためには収益性の向上が課題となると考えております。「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」における取引額の拡大と同時に、スーパーデリバリーにおける会員小売店に対する会費売上、出展企業に対する初期費用売上、出展更新料売上、オプション売上の様な付帯的な売上の向上を図ることが課題となります。

また、関連事業として実施しております出展企業と会員小売店に対する付帯的サービスに関しましては、サービスラインナップの拡充を行い安定的な収益計上を目指します。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関しリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社はこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて慎重に行われる必要があると考えております。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、本提出日時点における当社の経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、そのとおりに実現する保証はありません。

1 当社の事業について

(1) 当社の事業拡大の前提条件について

当社では、インターネット上に設けたeマーケットプレイス（インターネット上に設けられた企業間電子取引の場）の運営を通じて、主にアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者から仕入れた商品を、主に地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。

事業規模拡大のためには、会員小売店及び出展企業の満足度を向上させ、双方の利用を促進することが必要になります。会員小売店の満足度向上のためには、多数の出展企業の確保及び掲載商品の質と量の確保が必要になります。また、出展企業の満足度向上のためには、購買意欲の高い多数の小売店を顧客として確保することが必要になります。したがって、会員小売店数、出展企業数、及び掲載商品数を拡大することが当社の事業規模拡大のための前提条件となります。そのため、会員小売店、出展企業の獲得及び掲載商品数の拡充が順調に行われない場合や出展企業数と会員小売店数のバランスが崩れた場合においては、当社の業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

(2) 「オンライン激安問屋」について

当社は、「オンライン激安問屋」の運営を通じてアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者の抱える過剰在庫品を地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。当該事業の運営に関して当社は下記のリスクを認識しております。

買取型仕入における利益管理について

「オンライン激安問屋」において販売している商品は出展企業の抱える過剰在庫品であるため、新商品及び定番品等に比べ二次在庫化しやすい商品群であります。これを回避する仕組みとして、当社では、「通常販売」と「オークション販売」という2種類の会員小売店への販売方法を併用しております。

「オークション販売」は最低落札価格を設定しない特徴から非常に安い価格で落札される場合があります。当社では、仕入取引として、「消化型」と「買取型」の2種類を併用しております。「消化型」仕入取引に関しては販売価格に契約マージン率を適用することにより仕入価格が決定する取引となっており、「オークション販売」においても、オークション落札価格（＝販売価格）に契約マージン率を適用して仕入価格が決定されるため、赤字販売は発生いたしません。一方、「買取型」仕入は、仕入価格が仕入時点ですでに決まっている商品に対して、オークションの落札により販売価格を決定するため、落札価格が仕入価格よりも下回った場合には赤字販売となります。そのため、当社では、商品ごとの利益管理を「通常販売」と「オークション販売」と2つの販売方法の合算で行い、「オークション販売」が赤字販売になった場合においても、「通常販売」と「オークション販売」の通算では一定の利益を確保するよう努めております。しかし、「オークション販売」における落札価格（＝販売価格）が仕入価格を大幅に下回った場合、必ずしもかかる一定の利益が確保されるとは限らず、オークション販売による収益性が悪化した場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

販売商品の確保について

「オンライン激安問屋」で販売する商品は、アパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者の抱える過剰在庫品であるため、新商品及び定番品等と異なり、必ずしも商材の安定供給性が確保されているわけではありません。現在、販売する商品の調達は、調達先、量ともに充足しており、今後の取引量の拡大にも充分対応できると考えております。しかし、会員小売店の急激な増加による需要量の大幅な拡大や、商品の供給先である出展企業において過剰在庫品の供給量が著しく低下する等の要因により、十分な商品が供給できない場合、会員小売店の需要を十分に満たすことができず、事業規模の拡大が困難になる可能性があります。

検品精度について

「オンライン激安問屋」で取扱う商品は、過剰在庫品で製造から時間が経過していることが多く、出展企業からの商品仕入時において劣化している場合も少なくありません。当社では仕入れた商品の検品作業を行うことで、劣化商品を排除し、一定の品質を満たした商品のみを販売することで会員小売店の満足度を高めております。このため、当社では検品作業は当社のビジネスモデルで重要な位置づけと考えており、検品スタッフへの教育に力を入れております。しかしながら、事業規模拡大による人手不足等により新人の検品スタッフを大

量採用し教育が追いつかない場合、また検品スタッフが十分に採用できない場合、一時的に検品精度が低下する可能性があります。この場合、会員小売店の満足度が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 「スーパーデリバリー」について

当社は、「スーパーデリバリー」の運営を通じて出展企業の取扱うアパレル及び雑貨の新商品及び定番品を地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。当該事業の運営に関して当社は下記のリスクを認識しております。

与信代行機能について

出展企業は「スーパーデリバリー」を通して会員小売店に対して商品の販売を行うことにより会員小売店に対する与信リスクを排除することが可能になっております。この点が出展企業にとって「スーパーデリバリー」のメリットのひとつとなっておりますが、一方で出展企業は当社に対する与信リスクを負担しております。したがって、当社の財務状況が悪化した場合においては出展企業が「スーパーデリバリー」を通して会員小売店への販売を行うことの重要なメリットが実質的に機能しないことになります。この場合、新規出展企業の獲得に支障をきたし、もしくは既存出展企業の退会が発生する可能性があります、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

出展企業数及び会員小売店数に付随する売上について

(A) 当社は「スーパーデリバリー」の出展企業から契約時に出席初期費用、1年後ごとに出席更新料を徴収しております。そのため、出展企業が増加しなかった場合、もしくは退会により出席企業数が減少した場合においては、出席初期費用売上及び出席更新料売上が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

(B) 販売先である地方小売店及び中小規模小売店は、当社の審査を通過後会員登録をした会員小売店による会員制組織としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店からは月会費を徴収しております。そのため、当社の業績は、会員小売店が増加しなかった場合、もしくは退会が増加し会員小売店数が減少した場合においては小売店会費売上が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

上記(A)及び(B)の事態が発生した場合は、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 会員小売店に対する売上債権の管理について

当社が商品を販売する会員小売店は比較的小規模で与信リスクの高い小売店が多いため、会員小売店に対する与信管理（売掛金の貸し倒れリスクの管理）が重要になります。当社は、会員小売店からの代金回収方法としては、「スーパーデリバリー」「オンライン激安問屋」とともに当社への支払いにつき一定額までの保証を受けた掛売り取引の他、「オンライン激安問屋」においては、配送業者の代金引換便を利用した代金回収、「スーパーデリバリー」においては、信販もしくはクレジットを利用した回収方法を用いることで、代金回収の確実化を図っております。しかしながら、保証会社や、配送業者、信販会社、クレジット会社との契約変更や解約があった場合、会員小売店に対する与信管理が十分に行えないといった事象が発生し、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(5) システム障害について

当社の事業はインターネットを通じて取引を行っておりますので、自然災害や事故などによりインターネット通信網が破壊された場合においては当社の事業の全体、あるいはその一部が中断され、当社の事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社では、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策とコンピューターウイルスの感染、ハッカーの侵入による妨害等を回避するよう努めておりますが、こうした要因によるシステム障害が生じた場合も同様に、当社の事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等の管理会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼働がスムーズに行えない状態になった場合においても当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(6) 取引先情報の管理体制について

当社は、事業の性質上、個人情報を含む取引先情報を多数取扱っており個人情報保護法の適用を受けております。当社では、個人情報の保護を図るため、管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、その場合当社の社会的信用に悪影響を与え、ひいては当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社の主な取扱い商品はアパレル及び雑貨であります。取扱商品の中には一部下記の様な法規制を受ける商品が存在しております。

ブランド品の販売について

ブランド品の販売にあたっては、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権等に抵触しないことに留意しております。当社は、偽造品の取扱いを排除するために、仕入先を日本流通自主管理協会（AACD）加盟企業に限定しております。また、「出展契約書」に特則（「海外ブランド品などの出展に関する特則」）を規定することで、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものでないことを出展企業に保証させております。

しかしながら、販売した商品に万が一上記記載の知的財産権を侵害するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合当社に対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

医薬部外品、化粧品、健康食品等の販売について

当社の取扱い商品のひとつであります医薬部外品、化粧品、健康食品は、販売及び広告表現について主に下表の法律による規制を受けております。当社は、出展企業に対し、必要に応じて製造販売業許可を取得した証明書や成分分析表等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「医薬部外品・化粧品などの出展に関する特則」）を規定することや、契約の際に覚書（「健康食品などの出展に関する覚書」）の締結を義務付けることで、関係法規・法令等を遵守していることを保証させるとともに、出展後も広告表現等の法的規制に抵触する内容がないかを当社内において随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり、これらの商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、販売した商品に関し法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合当社に対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

法令名	主な法的規制の内容
薬事法	製造販売の承認と許可、虚偽・誇大広告の禁止 医薬品の表現の規制
健康増進法	栄養表示基準の明示、誇大表示の禁止
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示
不当景品類及び不当表示防止法	不当表示の規制

関連事業について

平成17年11月より株式会社三洋倶楽部の代理店として、ビジネスローン希望する会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介しております。当該代理店業務に関しては、「貸金業の規制等に関する法律」の規制を受けます。かかるビジネスローンに関し、法的規制に関係者が抵触し、あるいは借入人である当社会員小売店との紛争が生じた場合には、当社に対する社会的信用力が低下し、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

2 業績の推移について

当社は平成7年9月に設立され、現在の事業である「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」の運営をそれぞれ平成10年8月、及び平成14年2月から開始しております。サービス開始以降、平成16年4月期までに關しては、販売費及び一般管理費を回収できる規模の売上高の計上ができず、赤字決算となっておりますが、平成17年4月期より、売上高の伸長に伴い業績が改善し利益面において黒字転換いたしております。

また、当社の売上高は商品売上高（「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」を通して商品の販売を行うことによる売上高）が主要な部分を占めておりますが、商品売上高は比較的季節変動性の高い性質を有しております。具体的には、小売店におけるセール時期の終了した直後にあたる8月及び1月、2月において売上高が減少する傾向があります。

（業績推移）

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
売上高（千円）	204,674	494,226	621,992	890,714	1,247,654	2,289,221
売上総利益（千円）	39,937	164,736	202,339	261,731	424,595	664,419
販売費及び一般管理費（千円）	211,293	356,891	306,410	318,463	397,968	532,966
営業利益又は営業損失（千円）	171,356	192,155	104,071	56,732	26,626	131,452
経常利益又は経常損失（千円）	175,434	193,581	105,405	57,674	23,710	95,689
当期純利益又は当期純損失（千円）	179,085	200,802	130,377	58,733	45,275	122,267

(売上高の内訳)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
オンライン激安問屋 (千円)	204,633	478,063	510,988	683,998	728,601	742,554
スーパーデリバリー (千円)	-	16,162	111,004	206,716	501,053	1,545,538
関連事業 (千円)	41	-	-	-	18,000	1,128
合計 (千円)	204,674	494,226	621,992	890,714	1,247,654	2,289,221

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 外部環境について

(1) 企業間電子商取引の普及の可能性について

当社は「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」という2つのeマーケットプレイスを運営しており、インターネットによる企業間電子商取引に属しております。「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」(経済産業省)によると平成10年以降インターネットによる企業間電子商取引の市場規模は年平均30%以上の成長率を維持しており平成16年度の企業間電子商取引の市場規模は102.7兆円(うち、当社の事業であるeマーケットプレイスの市場規模は9.5兆円)と報告されております。ただし、インターネットによる企業間電子商取引は歴史が浅く、今後も上記と同様に普及が進展する保証はありません。また、インターネットを通じて商品を仕入れるという取引が、従来の商習慣には存在しないものであったことで、インターネットを介して商取引を行なうことに抵抗感がある企業や小売店も未だ多く、この点が企業間電子商取引の市場規模拡大の障害となる可能性も否定できず、当社の事業規模拡大に悪影響を及ぼす要因になる可能性があります。

(2) 中小規模小売店のマーケット規模について

当社は「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」を通して地方小売店及び中小規模小売店を中心とする会員小売店に対して商品を販売しております。当社のターゲットとなる地方小売店及び中小規模小売店のマーケットを明確に定義づけることは困難ですが、平成14年商業統計(経済産業省)によると「アパレル」及び「住関連(注)」のマーケット約20兆円のうち、従業員が4名以下の中小規模小売店の占める割合は32%程度であります。「アパレル」及び「住関連」のマーケットは、近年、多数の店舗が新規開業している一方で、多数の店舗が廃業しており、マーケット規模縮小傾向にある成熟産業であります。その中で当社は、マーケットに占めるインターネット取引の拡大に期待しております。新規開業者は比較的若くインターネットの利用に抵抗感を持たない世代であるため開業時の仕入先情報の検索にインターネットを利用する頻度が高いと考えており、そのような新規開業者を積極的に会員小売店として誘致することで、マーケットに占める取引の拡大を図っております。

ただし、今後、「アパレル」及び「住関連」を取り扱う中小規模小売店のマーケット(小売店数、取引金額等)が当社の想定以上に縮小する可能性、もしくは新規開業が減少する可能性も否定できず、その場合には当社の事業規模拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 商業統計には「雑貨」という区分が存在しないため、「住関連」区分のうち当社の取扱いのあるスポーツ用品、玩具、娯楽用品、時計、眼鏡、光学機械、化粧品、文房具、家具を集計しております。

(3) 競合について

当社は、「オンライン激安問屋」、「スーパーデリバリー」の2つのeマーケットプレイスを通じて、出展企業及び会員小売店に対し、問屋サービスを提供しております。卸問屋業界は、バブル崩壊後の不況期に倒産や統合を繰り返し、淘汰が進みましたが、現在においても多数の企業が存在し、当社の競合相手となっております。当社では、インターネットの利用による地域性の排除や情報の迅速な配信、オークション販売サービスなど、ECサイト(電子商取引ウェブサイト)ならではのサービスを提供することで差別化を図り、また、会員小売店向けサポートの充実や、品揃え商品の充実化等に取組むことで、競争力の向上に努めております。

一方で、当社と同じくインターネットを利用してeマーケットプレイスを運営している企業は、一時期、多数誕生しましたが、その多くが消滅し、アパレル及び雑貨を取り扱うeマーケットプレイス運営企業は、現在は数社程度となっております。

また、大手ECサイトを運営している企業等で当社と同様の取扱い商品で、同様のサービスを行なっている企業は現在はないと認識しておりますが、将来的に進出してくる可能性は否定できません。その場合、大手ECサイトの資金力やブランドイメージ、認知度の大きさ等により、競合の激化が発生する可能性が高く、この場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

4 当社の事業体制について

(1) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である小方功は、当社の創業者で創業以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定およびその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営戦略会議における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成18年4末日現在において役員6名（常勤監査役1名及び非常勤監査役1名を含む）、従業員97名（臨時雇用者52名を含む）という比較的小規模な組織で運営されており内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。人材の採用活動の成否によっては人員の補充が遅れ、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

(3) システム開発及び運用・管理の体制について

当社では、現在、自社内にてシステム開発、運用及び管理を行っております。当社の事業は、インターネット上の商取引サイトの運営であるため、システムの開発やその運用・管理を適切に行うことが事業上で重要です。従って、システム開発、運用及び管理に関わる従業員の退職や、事業の拡大に対応するための人材の採用活動がスムーズに行かなかった場合には、システム開発の遅延や運営・管理の不備等が発生する可能性は否定できず、その場合、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

5 その他

(1) 未処理損失及び配当政策について

当社は、平成18年4月30日決算期末現在で75,773千円の未処理損失を計上しております。これは、事業規模拡大のための積極的な先行投資が主な要因となっております。未処理損失につきましては今後計上される利益により早期に解消することを目指しておりますが、事業の進捗が計画通りに進まない場合、解消までに時間を要する可能性があります。当社は現在まで配当を実施しておりませんが、今後につきましては、まず、未処理損失の解消をし、その後は事業規模拡大に備えるための内部留保の充実を勘案しつつ配当による株主への利益還元に関しても検討して参ります。

(2) ストックオプションについて

当社は、取締役・監査役及び従業員の経営参画意識高揚のために旧商法第280条ノ19及び商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に従って、平成12年7月25日、平成16年7月30日及び平成17年7月29日開催の定時株主総会の特別決議に基づく新株引受権もしくは新株予約権（以下、総称して「ストックオプション」といいます）を付与しております。また、今後に関しましてもストックオプションの付与を継続する方針であります。これらストックオプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、平成18年6月30日現在でのストックオプションによる潜在株式数は1,011株（平成18年6月30日現在での発行済株式数（8,816株）に対して11.47%）となっております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 概要及び収益構造の分析

当社は、インターネット上に設けたeマーケットプレイス（インターネット上に設けられた企業間電子商取引の場）の運営を通じて、出展企業から仕入れた商品を、会員小売店に対して販売いたしております。当社の運営しているeマーケットプレイスは、過剰在庫品を取り扱う「オンライン激安問屋」、新商品及び定番品を取り扱う「スーパーデリバリー」の2つとなっており、収益構造は運営サイトごとに異なったものとなっております。

a．オンライン激安問屋

商品掲載料等は一切徴収しておらず、会員小売店に対する商品売上金額から出展企業からの商品仕入金額を差し引いた金額が、「オンライン激安問屋」における売上総利益となっております。

当社が商品を検品、小分け、発送する作業を行っているため、その取引量に応じて、配送料や梱包資材費、作業料といった発送に関する費用の他、決済手数料などの変動費が増減する構造となっております。

b．スーパーデリバリー

「スーパーデリバリー」は、下記の通りとなっております。

イ．商品売上

「スーパーデリバリー」における商品取引高を商品売上高として計上しております。

ロ．小売店会費売上

「スーパーデリバリー」を利用している会員小売店から、情報提供料として月額固定会費を徴収している手数料収入であります。この収入は、会員小売店数によって変動いたします。

ハ．その他売上

出展初期費用

「スーパーデリバリー」へ出展する企業から、出展初期費用を徴収しております。この収入は、出展時の初回のみ発生するものであり、新規出展企業の獲得数によって、収入は変動いたします。

出展更新料

「スーパーデリバリー」に出展している企業に対し出展から1年経過後、更新手数料として毎年徴収する手数料収入であります。出展企業更新料収入は、平成16年6月以降に契約した出展企業に対し導入しております。この収入は、更新を行う出展企業数によって変動いたします。

その他

「スーパーデリバリー」に出展している企業に対し、各種の業務代行や「スーパーデリバリー」への広告掲載等のオプションサービスを行っており、当社は手数料を徴収しております。

「スーパーデリバリー」は商品が出展企業から会員小売店へ直送され、また受注及び発注作業もシステム上で自動処理されるため、商品売上に係る変動費としては、決済手数料のみがかかる構造となっております。

Ｃ．関連事業

出展企業と会員小売店に対する付加的サービスの拡充として、事業のIT化等に関するコンサルティング事業等を行っております。また、平成17年11月に関連事業の一環として株式会社三洋倶楽部（以下、「三洋倶楽部」といいます。）と代理店契約を締結し業務提携を行っております。当社は三洋倶楽部から会員小売店に対して三洋倶楽部が実行したビジネスローンの貸出残高に応じて代理店手数料を受け取ります。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当事業年度末の総資産額は、前事業年度末より1,200,360千円増加して1,591,723千円（前年同期比306.7%増）になりました。流動資産は1,159,047千円増加して、1,466,034千円（前年同期比377.6%増）、固定資産は41,312千円増加して125,689千円（前年同期比49.0%増）となりました。流動資産の増加の主な要因は、平成18年4月の株式上場時に実施した新株発行による888,000千円その他、売上増加により売掛金が171,887千円増加したことによるものです。この他、繰延税金資産31,000千円増加計上したことも要因となっております。固定資産の増加の主な要因は、無形固定資産が41,403千円増加したことによるものです。この増加は、自社利用ソフトウェア開発によりソフトウェア及びソフトウェア仮勘定が41,521千円増加したことによるものです。

負債の部

当事業年度末の負債の合計は159,042千円増加して377,796千円（前年同期比72.7%増）となりました。流動負債は151,448千円増加して、321,621千円（前年同期比89.0%増）となりました。流動負債の増加の主な増加要因は、取引増加により買掛金が93,984千円増加したことによるものです。この他、私募債の発行により社債が流動負債で16,000千円、固定負債が26,000千円増加しております。

資本の部

当事業年度末の資本は1,041,317千円増加して1,213,926千円（前年同期比603.3%増）となりました。資本の増加の要因は、平成18年4月の株式上場時に実施した新株発行による増資により、資本金が331,500千円、資本剰余金が556,500千円増加したこと、及び当期純利益122,267千円を計上したことによるものです。

流動性及び資金の源泉

当事業年度における流動比率及び自己資本比率は、それぞれ流動比率が455.8%（前年同期180.4%）、自己資本比率が76.3%（前年同期44.1%）となりました。

当事業年度における資金の主な増減要因につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュフロー」に記載しておりますが、サービスの拡充及びサイトの利便性向上に対応するためのサーバー等ネットワーク関連設備及び自社利用ソフトウェア開発にかかる設備投資資金は、営業活動によるキャッシュ・フロー及び平成18年4月の株式上場時に実施した第三者割当増資による財務活動によるキャッシュ・フローを源泉としております。

(3) 経営成績の分析

売上高

最近2事業年度における事業別売上高及び要約損益計算書

事業部門別		第9期	第10期	前年同期比
		(自 平成16年5月1日 至 平成17年4月30日)	(自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)	
売上高	オンライン激安問屋 (千円)	728,601	742,554	101.9%
	スーパーデリバリー (千円)	501,053	1,545,538	308.4%
	関連事業 (千円)	18,000	1,128	6.2%
	合計 (千円)	1,247,654	2,289,221	183.5%
売上総利益 (千円)		424,595	664,419	156.5%
販売費及び一般管理費 (千円)		397,968	532,966	133.9%
営業利益 (千円)		26,626	131,452	493.6%
経常利益 (千円)		23,710	95,689	403.6%
当期純利益 (千円)		45,275	122,267	270.1%

当事業年度（平成17年5月1日から平成18年4月30日）における売上高は、1,041,567千円増加して、2,289,221千円（前年同期比83.5%増）を計上しました。

運営サイト別の売上高は、「スーパーデリバリー」においては208.4%増の1,545,538千円を計上しております。各売上は、221.5%増の1,333,468千円を計上している商品売上、77.1%増の67,814千円を計上している小売

店会費売上、200.3%増の144,255千円を計上している出展初期費用、出展更新料を含むその他売上と全てが顕著に増加しております。これは、前事業年度に引き続き会員小売店の獲得を促進するために、積極的な広告活動や各種販売促進活動の実施により退会の抑制及び商品購入促進を図った結果によるものであります。また、出展企業に対して、セミナーの開催頻度アップとプロモーションの強化により、出展企業の獲得数及び商材掲載数が大きく向上したことも寄与しております。

「オンライン激安問屋」においては、粗利率の低い受発注仕入の段階的な縮小が6月末で完了し、その影響で一時的な売上低迷が発生いたしました。その後、消化仕入及び買取仕入の2体制になったことに併せ、7月より出荷業務を外部倉庫へ委託し、倉庫スペースの拡大を図り、大量な商品の保管と出荷に対応できる体制を整備したことにより売上が回復し、結果、1.9%増の742,554千円と安定的な成長となりました。

「関連事業」としては、当事業年度の11月より株式会社三洋倶楽部と代理店契約を締結し業務提携を開始しております。内容は当社の会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介し、株式会社三洋倶楽部が当社会員小売店に対して実行したビジネスローンの貸出残高に応じて手数料を受け取るものであります。この結果、売上高1,128千円を計上しております。

売上総利益

売上総利益は、56.5%増加の664,419千円となり、売上総利益率は、5.0ポイント下降の29.0%となりました。売上総利益率下降の要因は、売上総利益率の低い「スーパーデリバリー」の商品売上高の増加により、粗利構成比率が上昇したことによります。しかしながら、「スーパーデリバリー」の商品売上にかかる販売費及び一般管理費コストが売上に比例して増加していくものではないため、売上の増加は営業利益の向上に繋がっております。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、事業の成長に伴い33.9%増の532,966千円となりましたが、売上に販売費及び一般管理費コストが比例しない「スーパーデリバリー」の売上増加により、売上に対する販売費及び一般管理費の比率は8.6ポイント低下の23.3%（前年同期31.9%）と改善しております。また、コスト削減の一環として人件費（役員報酬及び給与手当）の削減を行っております。

営業利益、経常利益、当期純利益

上記の諸要因により、営業利益は131,452千円となり、営業利益率3.6ポイント上昇し5.7%となりました。また、経常利益については、東証マザーズ上場に係る株式公開関連費用として33,294千円を計上した結果、95,689千円となりました。当期純利益は、税効果会計適用による法人税等調整額の31,000千円の計上もあり、当期純利益122,267千円となっております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2事業の概況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 [事業の概況] 3 [対処すべき課題] および4 [事業等のリスク]」をあわせてご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

平成18年4月期における設備投資の総額は61,898千円であります。

その主な内訳は、「スーパーデリバリー」サイトシステム及び社内業務システムに関わるソフトウェア59,315千円、社内レイアウト変更に伴う建物附属設備1,147千円となっております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成18年4月30日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具器具備品	ソフトウェア等	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	事務所	823	4,821	101,638	1,287	108,572	24 (29)
ECRセンター (東京都中央区)	事務所兼物流センター	823	-	-	-	823	21 (6)

(注) 1. 建物には、本社賃借料(年間6,906千円)及びECRセンター賃借料(年間32,488千円)は含まれておりません。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等(平成18年4月30日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着工年月 (予定)	完成年月 (予定)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都中央区)	ネットワーク機器 増強	59,000	-	自己資金又はリース	平成18年10月	平成18年12月
本社 (東京都中央区)	データベースソフト 増強	39,000	-	自己資金又はリース	平成18年5月	平成18年10月
本社 (東京都中央区)	社内管理システム 開発	25,000	5,200	自己資金及びリース	平成18年5月	平成19年4月
本社 (東京都中央区)	WEBアプリケーション 開発	35,000	-	自己資金	平成18年5月	平成18年10月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等(平成18年4月30日現在)

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	20,784
計	20,784

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成18年4月30日）	提出日現在発行数（株） （平成18年7月31日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	8,808	8,816	東京証券取引所 （マザーズ）	-
計	8,808	8,816	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

平成12年7月25日定時株主総会決議（平成12年11月3日臨時株主総会により一部変更）

区分	事業年度末現在 （平成18年4月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年6月30日）
新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	8	-
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）（注4）	62,500	62,500
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月1日 至 平成19年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,500 資本組入額 31,250 （注4）	発行価格 62,500 資本組入額 31,250 （注4）
新株予約権の行使の条件	（注3）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注3）	同左

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により調整前発行価格を下回る価格で新株の発行を行う場合、本新株引受権の行使により発行する株式の数は変わらない。しかし、株式併合による場合は、本新株引受権の行使により発行する株式の数は株式併合の比率に応じて減少するものとし、1株未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、かかる調整は、その時点で新株引受権を行使していない部分についてのみ行われるものとする。

2．新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、株式分割等により調整前行使価格を下回る価格で新株の発行を行う場合、調整前発行価格は次の算式により発行価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{調整前発行価格} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 行使期間内であっても、当社が公開株式として承認され、売買が開始された日を経過しない限り、権利行使することができない。
- (2) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。なお、契約内容については、平成12年11月3日開催の臨時株主総会の決議にて一部変更となっております。

4．平成12年11月24日付で株式1株を2株に、平成13年8月31日付で株式1株を2株に株式分割を行ったことに伴い、新株引受権の行使時の払込金額、新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。そのため、上記表には、調整後の発行価格及び資本組入額を記載しております。

5．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から権利行使行使数及び当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成16年7月30日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成18年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	866	865
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	866	865
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1)	200,000	200,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成26年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

区分	事業年度末現在 (平成18年 4月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年 6月30日)
新株予約権の数(個)	148	146
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	148	146
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1)	200,000	200,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年 9月 1日 至 平成27年 7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは会社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当該会社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、会社または会社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、会社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成13年 8月31日 (注1)	1,923	3,846	-	235,650	-	225,650
平成14年 4月 6日 (注2)	525	4,371	52,500	288,150	52,500	278,150
平成14年 4月27日 (注3)	75	4,446	7,500	295,650	7,500	285,650
平成15年 2月26日 (注4)	500	4,946	50,000	345,650	50,000	335,650
平成17年 3月25日 (注5)	250	5,196	25,000	370,650	25,000	360,650
平成17年 7月29日 (注6)	-	5,196	-	370,650	360,650	-
平成17年11月25日 (注7)	2,400	7,596	15,000	385,650	15,300	15,300
平成18年 4月 5日 (注8)	1,200	8,796	331,500	717,150	556,500	571,800
平成18年 4月30日 (注9)	12	8,808	750	717,900	-	571,800

(注) 1. 株式分割

平成13年 8月13日の取締役会決議により、平成13年 8月31日付で 1株を 2株に分割しております。これにより発行済株式数は1,923株増加し、3,846株となりました。

2. 有償・第三者割当

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

割当先はニッセイ・キャピタル 1号投資事業組合(125株)、信金キャピタル一号投資事業有限責任組合(150株)、DSC - 3号投資事業組合(100株)、三生 3号投資事業組合(100株)、Six Rivers Group Limited(50株)であります。

3. 有償・第三者割当

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

割当先はS M B Cキャピタル 2号投資事業有限責任組合(60株)、S M B Cキャピタル株式会社(現、エヌ・アイ・エフ S M B Cベンチャーズ株式会社)(15株)であります。

4. 有償・第三者割当

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

割当先は、株式会社ニッシン(500株)であります。

5. 第 1 回無担保転換社債の権利行使

発行済株式総数の増加数 250株

資本金増加額 25,000千円

資本準備金増加額 25,000千円

行使者はジャイク・インキュベーション一号投資事業有限責任組合(175株)、日本アジア投資株式会社(75株)であります。

6. 平成17年 7月29日開催の株主総会決議に基づく欠損補填に伴う資本準備金取崩し

7. 第 1 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の権利行使

発行価格 12,500円

資本組入額 6,250円

行使者は小方 功であります。

8. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価額 740,000円

資本組入額 276,250円

払込金総額 888,000千円

9. 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による新株発行であります。

(4) 【所有者別状況】

平成18年4月30日現在

区分	株式の状況							端株の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	11	65	10	3	1,747	1,840	-
所有株式数 （株）	-	566	229	913	365	5	6,730	8,808	-
所有株式数の 割合（％）	-	6.43	2.6	10.37	4.14	0.06	76.4	100	-

(注) 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が3株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成18年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小方 功	東京都中央区	2,734	31.04
株式会社ニッシン	東京都新宿区西新宿1丁目6-1新宿エルタワー25F	500	5.68
大阪証券金融株式会社(業務口)	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	289	3.28
日本証券金融株式会社(業務口)	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	248	2.81
ノムラシンガポールリミテッドアカントノミニエフジェー205	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	240	2.72
ジャイク・インキュベーション一号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2丁目13-5赤坂エイトワンビル	218	2.47
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田多町2-1神田東山ビル	160	1.81
齋藤 忠弘	愛知県半田市	83	0.94
松井証券株式会社(一般信用口)	東京都千代田区麹町1-4	75	0.85
マネックス証券株式会社自己	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	65	0.73
計	-	4,612	52.36

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,808	8,808	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	8,808	-	-
総株主の議決権	-	8,808	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該新株予約権制度は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株引受権及び同法第19条第2項の規定により、新株予約権付社債とみなされる成功報酬型新株引受権を含み、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）により改正される以前の旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき平成12年7月25日開催の定時株主総会において特別決議されたもの及び同法により改正された旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて平成16年7月30日、平成17年7月29日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

新株予約権の内容は以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション制度

決議年月日	平成12年7月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4名 当社従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	52株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250,000円（注1）
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．平成12年11月24日付で株式1株を2株に、平成13年8月31日付で株式1株を2株に株式分割を行ったことに伴い、株式の数は変動しませんが、新株予約権の行使時の払込金額は250,000円から62,500円に調整されております。

2．付与対象者の退職による権利の喪失及び役職変更及び新株引受権の権利行使に伴う新株発行により、平成18年6月30日現在残高はありません。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第1回新株予約権

決議年月日	平成16年7月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 29名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	877株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000円
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．付与対象者の退職による権利の喪失及び役職変更により、平成18年6月30日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役2名（403株）、監査役1名（108株）、元監査役1名（20株）、従業員25名（334株）、合計865株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第2回新株予約権

決議年月日	平成17年7月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	150株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000円
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．付与対象者の退職による権利の喪失及び役職変更により、平成18年6月30日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役1名（50株）、監査役1名（2株）、従業員33名（94株）、合計146株となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として位置づけております。しかしながら、現時点においては、過去における積極的な先行投資により発生した未処理損失が残っており、また、当社は現在成長初期の段階にあるため、事業規模拡大のための内部留保に努めることが中長期的な株主利益の増大につながると判断しております。そのため当面は事業拡大のための内部留保に努め、株主に対する配当は行わない方針であります。

ただし、将来的には、経営成績の推移及び必要投資資金の状況を勘案しつつ配当実施に関しても検討を行っていく方針であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
最高(円)	-	-	-	-	3,860,000
最低(円)	-	-	-	-	1,670,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年4月6日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年11月	12月	平成18年1月	2月	3月	4月
最高(円)	-	-	-	-	-	3,860,000
最低(円)	-	-	-	-	-	1,670,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年4月6日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		小方 功	昭和38年7月5日生	昭和63年4月 パシフィックコンサルタンツ株式 会社入社 平成5年5月 ラクーントレイドサービス(個人 事業主)創業 平成7年9月 有限会社ラクーントレイドサービ ス設立 取締役社長 平成8年5月 株式会社ラクーンに組織変更 代 表取締役社長(現任)	2,734
取締役副社長	管理部長	今野 智	昭和47年1月25日生	平成6年11月 朝日監査法人(現あずさ監査法 人)入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成10年6月 公認会計士福田勉事務所入所 平成11年1月 東京共同会計事務所入所 平成12年7月 当社財務経理部長 平成12年7月 当社取締役財務経理部長 平成15年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長 平成16年5月 当社取締役副社長兼管理部長(現 任)	35
取締役	事業戦略部長	石井 俊之	昭和50年2月1日生	平成10年4月 大和ハウス工業株式会社入社 平成12年3月 当社入社 平成13年12月 当社情報戦略部マネージャー 平成14年9月 当社CS推進部長 平成15年1月 当社セールスマネージメント部長 平成15年7月 当社取締役セールスマネジメン ト部長 平成15年12月 当社取締役事業戦略部長(現任)	28
取締役	技術戦略部長	黄 成進	昭和34年11月27日生	昭和57年8月 中国北方工業大学 数学専任講師 昭和61年8月 名古屋商科大学コンピュータ研究 センター研究員 昭和63年4月 光陵女子短期大学 コンピュータ 課程兼任講師 平成5年1月 株式会社CRC総合研究所入社 平成17年5月 当社技術戦略部長 平成17年7月 当社取締役技術戦略部長(現任)	-
常勤監査役		千葉 清二	昭和23年2月19日生	昭和45年4月 同栄信用金庫(現さわやか信用金 庫)入庫 平成元年2月 同栄信用金庫日本橋支店支店長代 理 平成9年2月 同栄信用金庫東日本橋支店次長 平成17年4月 当社常勤監査役(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役		村中 修	昭和44年2月23日生	平成5年4月 株式会社マイカルシステムズ(現 ヴィンキュラムジャパン株式会 社)入社 平成12年5月 当社技術戦略部長 平成12年6月 当社取締役技術戦略部長 平成16年2月 株式会社アンツピズシェア設立 代表取締役(現任) 平成16年7月 当社常勤監査役 平成17年7月 当社非常勤監査役(現任)	17
監査役		藤本 忠久	昭和33年10月14日生	昭和61年12月 司法書士登録 平成13年1月 麻布司法書士事務所主宰	-
計					2,814

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針の下で、健全性、透明性および客観性の高い経営を可能とする経営組織の構築を通じて企業価値の最大化を図ることを認識し、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題と認識して積極的に取り組んでいく所存であります。

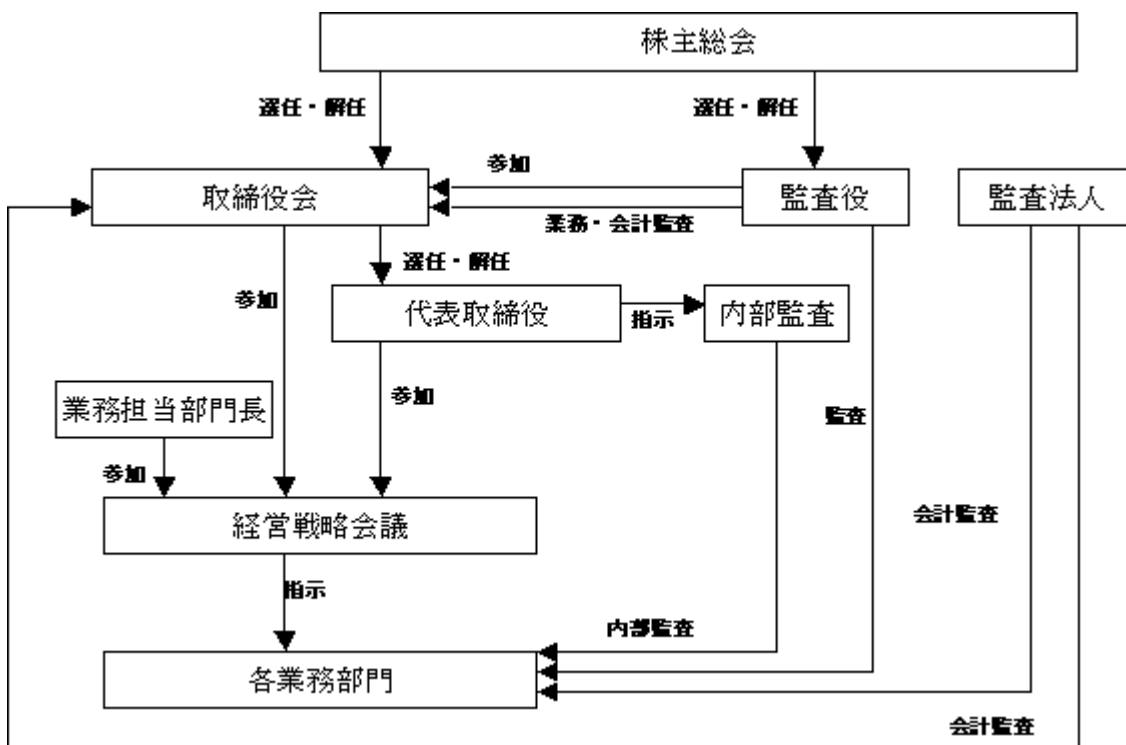
(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役１名、非常勤監査役１名により構成されております。取締役会は４名の取締役で構成され、「迅速かつ確な経営及び執行判断」を行うため、定時取締役会を月１回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかのチェックを行っております。

なお、現在当社は社外取締役を設置しておりませんが、将来的にはコーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、社外取締役の設置を積極的に検討する予定です。

会社の機関及び内部統制の仕組み



会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

当社は企画営業部、事業戦略部、セールスマネージメント部、技術戦略部および管理部により運営されております。事業戦略部、技術戦略部、管理部については、取締役が業務担当部門長を兼務しており、その他の業務担当部門長とともに業務を分掌しており、牽制機能が働く組織体制となっております。また、業務担当部門長で経営戦略会議を開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行うほか、取締役会から委譲された権限の範囲で経営の重要事項についての審議を行っております。また、代表取締役社長直轄のもと、代表取締役社長に任命された内部監査担当者により、各部門の業務遂行状況についてコンプライアンスに留意した内部監査を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役社長直轄のもと、代表取締役社長に任命された内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査担当者は、管理部に所属する3名ですが、管理部に対する内部監査に関しては他部門に所属する2名を内部監査担当者として任命しております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。将来的に専任の内部監査担当者を設置することも積極的に検討する予定です。

監査役監査につきましては、常勤監査役（１名）及び非常勤監査役（１名）が年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内の重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

内部監査、監査役監査及び監査法人は、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は安浪重樹、井上隆司の２名であり、監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士３名、会計士補７名、その他２名であり、いずれも監査法人トーマツに所属しております。

(2) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営戦略会議（必要に応じて取締役会）において、代表取締役社長をはじめ、取締役及び各業務担当部門長が討議、確認し、各事業部門長から、各事業部門へ展開し意識向上を図っております。

また、社員に対しては、上記による各事業部門長からの伝達の他、情報セキュリティ委員会を設け、問題意識を共有し、経営上、業務上の機密情報、管理及び個人情報に係る保護や、社内ネットワークの強化を図っております。

(3) 役員報酬の内容

当社は取締役に対する報酬として、年額2,274千円を支払っております。

また、常勤監査役に対する報酬として、年額4,200千円を支払っております。非常勤監査役に対しては、年額360千円を支払っております。

(4) 監査報酬の内容

当社は監査法人トーマツに対し公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する業務に基づく報酬として、11,800千円を支払っております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、第9期事業年度（平成16年5月1日から平成17年4月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（平成16年5月1日から平成17年4月30日まで）及び第10期事業年度（平成17年5月1日から平成18年4月30日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、第9期事業年度に係る監査報告書は、平成18年3月3日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年度 (平成17年4月30日)			当事業年度 (平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金			96,240			1,048,376	
2.売掛金			157,961			329,849	
3.商品			18,401			17,521	
4.前渡金			3,546			4,957	
5.前払費用			4,489			8,997	
6.繰延税金資産			26,000			57,000	
7.その他			1,080			1,149	
貸倒引当金			733			1,818	
流動資産合計			306,986	78.4		1,466,034	92.1
固定資産							
(1)有形固定資産							
1.建物		2,900			4,048		
減価償却累計額		1,757	1,143		2,401	1,647	
2.工具器具備品		13,635			15,071		
減価償却累計額		8,254	5,381		10,249	4,821	
有形固定資産合計			6,524	1.7		6,469	0.4
(2)無形固定資産							
1.特許出願権等			1,018			900	
2.ソフトウェア			50,173			64,876	
3.ソフトウェア仮勘定			9,943			36,762	
4.その他			387			387	
無形固定資産合計			61,523	15.7		102,926	6.5

		前事業年度 (平成17年4月30日)		当事業年度 (平成18年4月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	
(3) 投資その他の資産					
1. 長期前払費用			627		92
2. 敷金・保証金			15,700		16,200
投資その他の資産合計			16,328	4.2	16,293
固定資産合計			84,376	21.6	125,689
資産合計			391,363	100.0	1,591,723

		前事業年度 (平成17年 4月30日)			当事業年度 (平成18年 4月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)	1						
流動負債							
1. 買掛金			87,330			181,314	
2. 1年以内返済予定の長期借入金			34,140			44,100	
3. 1年以内償還予定社債			-			16,000	
4. 未払金			13,288			37,306	
5. 未払費用			17,964			15,125	
6. 未払法人税等			2,472			5,214	
7. 未払消費税等			8,099			10,140	
8. 賞与引当金			2,415			5,795	
9. 販売促進引当金			1,650			3,640	
10. その他			2,812			2,983	
流動負債合計			170,173	43.5		321,621	20.2
固定負債							
1. 長期借入金			48,581			30,175	
2. 社債			-			26,000	
固定負債合計			48,581	12.4		56,175	3.5
負債合計			218,754	55.9		377,796	23.7
(資本の部)							
資本金			370,650	94.7		717,900	45.1
資本剰余金							
1. 資本準備金		360,650			571,800		
資本剰余金合計		360,650	92.2		571,800	35.9	
利益剰余金							
1. 当期末処理損失		558,690			75,773		
利益剰余金合計		558,690	142.8		75,773	4.7	
資本合計		172,609	44.1		1,213,926	76.3	
負債・資本合計		391,363	100.0		1,591,723	100.0	

【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)			当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
売上高	1						
1．オンライン激安問屋売上高		728,601			742,554		
2．スーパーデリバリー売上高		501,053			1,545,538		
3．関連事業売上高		18,000	1,247,654	100.0	1,128	2,289,221	100.0
売上原価							
1．オンライン激安問屋売上原価		449,903			425,591		
2．スーパーデリバリー売上原価		373,155	823,059	66.0	1,199,211	1,624,802	71.0
売上総利益			424,595	34.0		664,419	29.0
販売費及び一般管理費			397,968	31.9		532,966	23.3
営業利益			26,626	2.1		131,452	5.7
営業外収益							
1．受取利息		2			27		
2．受取手数料		1,132			2,377		
3．雑収入		100	1,235	0.1	113	2,518	0.1
営業外費用							
1．支払利息		3,258			3,316		
2．社債利息		673			492		
3．新株発行費		212			150		
4．社債発行費		-			900		
5．株式公開関連費用		-			33,294		
6．雑損失		7	4,151	0.3	126	38,280	1.7
経常利益			23,710	1.9		95,689	4.1
特別利益							
1．新株引受権戻入益		260	260	0.0	-	-	-

		前事業年度 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)			当事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
特別損失							
1. 本社移転費用		2,181			-		
2. 社会保険料等調整額		1,983			1,374		
3. 過年度租税公課		-	4,164	0.3	757	2,132	0.1
税引前当期純利益			19,805	1.6		93,557	4.0
法人税、住民税及び事業税		530			2,290		
法人税等調整額		26,000	25,470	2.0	31,000	28,710	1.3
当期純利益			45,275	3.6		122,267	5.3
前期繰越損失			603,966			198,040	
当期未処理損失			558,690			75,773	

売上原価明細書

(オンライン激安問屋売上原価)

		前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
期首商品たな卸高		6,663	18,401
当期商品仕入高		461,641	424,710
合計		468,304	443,112
期末商品たな卸高		18,401	17,521
オンライン激安問屋売上原価		449,903	425,591

(スーパーデリバリー売上原価)

		前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)		当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
商品仕入高		371,506	99.6	1,196,681	99.8
その他売上原価		1,649	0.4	2,530	0.2
スーパーデリバリー売上原価		373,155	100.0	1,199,211	100.0

(注) その他売上原価は、スーパーデリバリーに係る決済手数料等であります。

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		19,805	93,557
減価償却費		12,070	20,550
貸倒引当金の増減額 (減少:)		733	1,085
賞与引当金の増減額 (減少:)		663	3,379
受取利息及び受取配当金		2	27
支払利息		3,258	3,316
社債利息		673	492
株式公開関連費用		-	33,294
新株引受権戻入益		260	-
新株発行費		212	150
社債発行費		-	900
売上債権の増減額 (増加:)		98,021	171,887
たな卸資産の増減額 (増加:)		11,738	880
仕入債務の増減額 (減少:)		44,307	93,984
前受金の増減額 (減少:)		430	335
前渡金の増減額 (増加:)		7,586	1,411
未払消費税等の増減額 (減少:)		4,087	2,041
その他		19,275	14,358
小計		2,222	95,001
利息及び配当金の受取額		2	26
利息の支払額		2,814	3,639
法人税等の支払額		530	530
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,120	90,858

		前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		5,134	2,583
無形固定資産の取得による支出		30,725	59,315
貸付による支出		229	-
貸付金の回収による収入		18	211
敷金の差入による支出		2,795	500
その他		1,565	535
投資活動によるキャッシュ・フロー		37,300	61,651
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (減少 :)		27,500	-
長期借入れによる収入		70,000	60,000
長期借入金の返済による支出		27,639	68,446
社債発行による収入		-	49,100
社債の償還による支出		-	8,000
株式公開関連費用による支出		-	28,324
株式発行による収入		-	918,600
その他		212	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		14,649	922,929
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額 (減少 :)		23,771	952,136
現金及び現金同等物の期首残高		120,011	96,240
現金及び現金同等物の期末残高	1	96,240	1,048,376

【損失処理計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成17年 7 月29日)		当事業年度 (株主総会承認日 平成18年 7 月28日承認予定)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
当期末処理損失			558,690		75,773
損失処理額					
1. 資本準備金取崩額		360,650	360,650	-	-
次期繰越損失			198,040		75,773

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 個別法による原価法	商品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、耐用年数は以下のとおりであります。 建物..... 3 ～ 15年 工具器具備品..... 5 ～ 6年 (2) 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	(1)新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 -----	(1)新株発行費 同左 (2)社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (3) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 販売促進引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
-----	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

追加情報

前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会(平成16年 2 月13日))が公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割1,942千円を販売費及び一般管理費として処理しております。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年4月30日)				当事業年度 (平成18年4月30日)			
1	授權株式数及び発行済株式総数			1	授權株式数及び発行済株式総数		
	授權株式数	普通株式	15,384株		授權株式数	普通株式	20,784株
	発行済株式総数	普通株式	5,196株		発行済株式総数	普通株式	8,808株
2	資本の欠損の額は、558,690千円であります。			2	資本の欠損の額は、75,773千円であります。		

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年5月1日 至 平成17年4月30日)				当事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)			
1	販売費に属する費用のおおよその割合は21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は79%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。			1	販売費に属する費用のおおよその割合は35%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は65%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。		
	配送料	26,479千円			広告宣伝費	39,688千円	
	決済手数料	36,512千円			配送料	38,474千円	
	役員報酬	21,380千円			決済手数料	70,092千円	
	給与手当	142,999千円			役員報酬	6,834千円	
	賞与引当金繰入額	2,415千円			給与手当	159,744千円	
	販売促進引当金繰入額	1,650千円			賞与引当金繰入額	4,902千円	
	貸倒引当金繰入額	733千円			販売促進引当金繰入額	3,640千円	
	減価償却費	11,936千円			貸倒引当金繰入額	1,866千円	
	地代家賃	36,359千円			減価償却費	20,416千円	
					地代家賃	32,202千円	
					(追加情報)		
					当事業年度は、コスト削減の一環として人件費(役員報酬及び給与手当)の削減を行っております。		

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年5月1日 至 平成17年4月30日)				当事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)			
1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年4月30日現在) (千円)			1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年4月30日現在) (千円)		
	現金及び預金勘定	96,240			現金及び預金勘定	1,048,376	
	現金及び現金同等物	96,240			現金及び現金同等物	1,048,376	
2	重要な非資金取引の内容 (千円)			2	重要な非資金取引の内容		
	転換社債の転換による資本金増加額	25,000				-----	
	転換社債の転換による資本準備金増加額	25,000					

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)												
当事業年度のリース取引の重要性が乏しいため、注記を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの 以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額												
	<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3,108</td><td>103</td><td>3,004</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,108</td><td>103</td><td>3,004</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	ソフトウェア	3,108	103	3,004	合計	3,108	103	3,004
		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)									
	ソフトウェア	3,108	103	3,004									
	合計	3,108	103	3,004									
	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額												
	1 年内 621千円												
	1 年超 2,382千円												
	合計 3,004千円												
	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額及び減損損失												
支払リース料 103千円													
減価償却費相当額 103千円													
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定 額法によっております。													
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。													

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)
当社は有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
当社は有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度(自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)
当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)																																																												
1 . 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳 (繰延税金資産) 繰延税金資産 (流動) <table> <tr><td>未払事業所税等</td><td>1,078千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>982千円</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>3,473千円</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td>102千円</td></tr> <tr><td>販売促進引当金</td><td>671千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>298千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>68,234千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 小計</td><td>74,841千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>48,841千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 合計</td><td>26,000千円</td></tr> </table> 繰延税金資産 (固定) <table> <tr><td>一括償却資産</td><td>170千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>156,581千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 小計</td><td>156,752千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>156,752千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 合計</td><td>- 千円</td></tr> </table>	未払事業所税等	1,078千円	賞与引当金	982千円	未払費用否認	3,473千円	商品評価損	102千円	販売促進引当金	671千円	貸倒引当金	298千円	繰越欠損金	68,234千円	繰延税金資産 (流動) 小計	74,841千円	評価性引当額	48,841千円	繰延税金資産 (流動) 合計	26,000千円	一括償却資産	170千円	繰越欠損金	156,581千円	繰延税金資産 (固定) 小計	156,752千円	評価性引当額	156,752千円	繰延税金資産 (固定) 合計	- 千円	1 . 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳 (繰延税金資産) 繰延税金資産 (流動) <table> <tr><td>未払事業所税等</td><td>1,490千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>2,358千円</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>3,368千円</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td>34千円</td></tr> <tr><td>販売促進引当金</td><td>1,481千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>739千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>78,915千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 小計</td><td>88,388千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>31,388千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 合計</td><td>57,000千円</td></tr> </table> 繰延税金資産 (固定) <table> <tr><td>一括償却資産</td><td>86千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>77,666千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 小計</td><td>77,753千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>77,753千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 合計</td><td>- 千円</td></tr> </table>	未払事業所税等	1,490千円	賞与引当金	2,358千円	未払費用否認	3,368千円	商品評価損	34千円	販売促進引当金	1,481千円	貸倒引当金	739千円	繰越欠損金	78,915千円	繰延税金資産 (流動) 小計	88,388千円	評価性引当額	31,388千円	繰延税金資産 (流動) 合計	57,000千円	一括償却資産	86千円	繰越欠損金	77,666千円	繰延税金資産 (固定) 小計	77,753千円	評価性引当額	77,753千円	繰延税金資産 (固定) 合計	- 千円
未払事業所税等	1,078千円																																																												
賞与引当金	982千円																																																												
未払費用否認	3,473千円																																																												
商品評価損	102千円																																																												
販売促進引当金	671千円																																																												
貸倒引当金	298千円																																																												
繰越欠損金	68,234千円																																																												
繰延税金資産 (流動) 小計	74,841千円																																																												
評価性引当額	48,841千円																																																												
繰延税金資産 (流動) 合計	26,000千円																																																												
一括償却資産	170千円																																																												
繰越欠損金	156,581千円																																																												
繰延税金資産 (固定) 小計	156,752千円																																																												
評価性引当額	156,752千円																																																												
繰延税金資産 (固定) 合計	- 千円																																																												
未払事業所税等	1,490千円																																																												
賞与引当金	2,358千円																																																												
未払費用否認	3,368千円																																																												
商品評価損	34千円																																																												
販売促進引当金	1,481千円																																																												
貸倒引当金	739千円																																																												
繰越欠損金	78,915千円																																																												
繰延税金資産 (流動) 小計	88,388千円																																																												
評価性引当額	31,388千円																																																												
繰延税金資産 (流動) 合計	57,000千円																																																												
一括償却資産	86千円																																																												
繰越欠損金	77,666千円																																																												
繰延税金資産 (固定) 小計	77,753千円																																																												
評価性引当額	77,753千円																																																												
繰延税金資産 (固定) 合計	- 千円																																																												
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.45%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>1.46%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>422.28%</td></tr> <tr><td>過年度税効果調整額</td><td>595.46%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>128.57%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.45%	住民税均等割	1.46%	評価性引当額	422.28%	過年度税効果調整額	595.46%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	128.57%	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.63%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>2.44%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>74.45%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>30.68%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.63%	住民税均等割	2.44%	評価性引当額	74.45%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68%																																		
法定実効税率	40.69%																																																												
(調整)																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.45%																																																												
住民税均等割	1.46%																																																												
評価性引当額	422.28%																																																												
過年度税効果調整額	595.46%																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	128.57%																																																												
法定実効税率	40.69%																																																												
(調整)																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.63%																																																												
住民税均等割	2.44%																																																												
評価性引当額	74.45%																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68%																																																												

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	小方 功	東京都渋谷区	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接10.2	-	-	当社借入債務に対する被保証（注1）	70,000	借入金	82,721
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社ソルト（注2）	東京都渋谷区	3,000	アパレル企画販売業	-	兼任 1人	当社商品の仕入	スーパーデリバリーによる商品仕入等（注3）	2,898	-	-

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行からの借り入れに際し、代表取締役社長小方 功より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2．当社監査役長嶺浩一が議決権の100%を保有しております。

3．取引条件に関しましては、他の出展企業と同様となっております。また、長嶺浩一は平成16年10月31日付けで監査役を退任しており、取引内容は在任期間に限定して記載しております。

当事業年度（自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
1 株当たり純資産額 33,219円60銭 1 株当たり当期純利益金額 9,107円99銭	1 株当たり純資産額 137,820円94銭 1 株当たり当期純利益金額 19,438円45銭 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 15,966円75銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	45,275	122,267
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	45,275	122,267
期中平均株式数 (株)	4,971	6,290
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	2,067
(うち新株引受権)	-	1,367
(うち新株予約権)	-	700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第 1 回無担保新株引受権付社債 (新株引受権の残高 300千円) 新株引受権 (平成12年 7 月31日発行 25個) 新株予約権 (平成16年 8 月 6 日発行 877個) 第 1 回無担保転換社債 (額面50,000千円) (注) 第 1 回無担保転換社債は平成17年 3 月25日付けで全額転換されております。	-----

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成16年 5 月 1 日 至 平成17年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)																																										
(新株予約権の付与) 平成17年 7 月29日開催の定時株主総会で150株の発行決議を行っております。この定時株主総会に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)を、平成17年 8 月12日開催の取締役会の決議に基づき平成17年 8 月12日付、平成17年10月21日開催の取締役会の決議に基づき平成17年10月21日付でそれぞれ行っております。その概要は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 発行株式数</td><td>普通株式150株</td></tr> <tr> <td>(2) 発行価格</td><td>1 株につき200,000円</td></tr> <tr> <td>(3) 発行総額</td><td>30,000千円</td></tr> <tr> <td>(4) 付与対象者</td><td>当社取締役、監査役及び従業員34名</td></tr> <tr> <td>(5) 新株予約権の行使期間</td><td>平成19年 9 月 1 日から平成27年 7 月29日まで</td></tr> </table> (多額の資金調達) 平成17年 8 月22日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおり株式会社みずほ銀行に対して株式会社ラクーン第1回無担保社債を発行した。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 発行総額</td><td>50,000千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利率</td><td>年0.54%</td></tr> <tr> <td>(3) 発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr> <td>(4) 償還期限</td><td>平成20年 9 月 9 日</td></tr> <tr> <td>(5) 発行日</td><td>平成17年 9 月 9 日</td></tr> <tr> <td>(6) 償還方法</td><td>本社債の元本は毎年 2 回に分け額面8,000千円ずつを償還し、満期償還日に残額を返済する。</td></tr> <tr> <td>(7) 資金使途</td><td>運転資金</td></tr> </table> (資本の増加について) 新株引受権付社債に付された新株引受権の行使に伴う新株発行により、下記のとおり平成17年11月25日に払込が終了いたしました。 <table border="0"> <tr> <td>発行新株式の種類</td><td>普通株式</td></tr> <tr> <td>発行新株式数</td><td>2,400株</td></tr> <tr> <td>行使価格</td><td>1 株当たり12,500円</td></tr> <tr> <td>行使価格の総額</td><td>30,000千円</td></tr> <tr> <td>資本組入額</td><td>1 株当たり6,250円</td></tr> <tr> <td>資本組入額の総額</td><td>15,000千円</td></tr> <tr> <td>新株引受権行使日</td><td>平成17年11月25日</td></tr> <tr> <td>配当起算日</td><td>平成17年11月 1 日</td></tr> <tr> <td>資金の使途</td><td>運転資金に30,000千円を充当する予定であります。</td></tr> </table>	(1) 発行株式数	普通株式150株	(2) 発行価格	1 株につき200,000円	(3) 発行総額	30,000千円	(4) 付与対象者	当社取締役、監査役及び従業員34名	(5) 新株予約権の行使期間	平成19年 9 月 1 日から平成27年 7 月29日まで	(1) 発行総額	50,000千円	(2) 利率	年0.54%	(3) 発行価格	額面100円につき金100円	(4) 償還期限	平成20年 9 月 9 日	(5) 発行日	平成17年 9 月 9 日	(6) 償還方法	本社債の元本は毎年 2 回に分け額面8,000千円ずつを償還し、満期償還日に残額を返済する。	(7) 資金使途	運転資金	発行新株式の種類	普通株式	発行新株式数	2,400株	行使価格	1 株当たり12,500円	行使価格の総額	30,000千円	資本組入額	1 株当たり6,250円	資本組入額の総額	15,000千円	新株引受権行使日	平成17年11月25日	配当起算日	平成17年11月 1 日	資金の使途	運転資金に30,000千円を充当する予定であります。	-----
(1) 発行株式数	普通株式150株																																										
(2) 発行価格	1 株につき200,000円																																										
(3) 発行総額	30,000千円																																										
(4) 付与対象者	当社取締役、監査役及び従業員34名																																										
(5) 新株予約権の行使期間	平成19年 9 月 1 日から平成27年 7 月29日まで																																										
(1) 発行総額	50,000千円																																										
(2) 利率	年0.54%																																										
(3) 発行価格	額面100円につき金100円																																										
(4) 償還期限	平成20年 9 月 9 日																																										
(5) 発行日	平成17年 9 月 9 日																																										
(6) 償還方法	本社債の元本は毎年 2 回に分け額面8,000千円ずつを償還し、満期償還日に残額を返済する。																																										
(7) 資金使途	運転資金																																										
発行新株式の種類	普通株式																																										
発行新株式数	2,400株																																										
行使価格	1 株当たり12,500円																																										
行使価格の総額	30,000千円																																										
資本組入額	1 株当たり6,250円																																										
資本組入額の総額	15,000千円																																										
新株引受権行使日	平成17年11月25日																																										
配当起算日	平成17年11月 1 日																																										
資金の使途	運転資金に30,000千円を充当する予定であります。																																										

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,900	1,147	-	4,048	2,401	643	1,647
工具器具備品	13,635	1,435	-	15,071	10,249	1,994	4,821
有形固定資産計	16,536	2,583	-	19,119	12,650	2,638	6,469
無形固定資産							
特許出願権等	1,178	-	-	1,178	278	117	900
ソフトウェア	70,713	32,496	-	103,209	38,333	17,794	64,876
ソフトウェア仮勘定	9,943	53,915	27,096	36,762	-	-	36,762
その他	387	-	-	387	-	-	387
無形固定資産計	82,223	86,411	27,096	141,538	38,611	17,911	102,926
長期前払費用	1,652	-	580	1,071	979	216	92

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|------------|------------|----------|
| (1) 工具器具備品 | カード発行プリンター | 75千円 |
| (2) ソフトウェア | OGパスワード化 | 12,745千円 |
| (3) ソフトウェア | SDメール関連開発 | 5,283千円 |

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成年月日 17.9.9	-	42,000 (16,000)	0.5	なし	平成年月日 20.9.9
合計	-	-	42,000 (16,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
第1回無担保社債	16,000	10,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	34,140	44,100	2.99	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	48,581	30,175	2.74	平成19年～20年
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	82,721	74,275	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	25,075	5,100	-	-

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (千円)		370,650	347,250	-	717,900
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(5,196)	(3,612)	(-)	(8,808)
	普通株式 (千円)	370,650	347,250	-	717,900
	計 (株)	(5,196)	(3,612)	(-)	(8,808)
	計 (千円)	370,650	347,250	-	717,900
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金 (千円)	360,650	571,800	360,650	571,800
	計 (千円)	360,650	571,800	360,650	571,800

- (注) 1. 発行済株式数の当期増加のうち2,400株、資本金の当期増加のうち15,000千円及び資本準備金の当期増加額のうち15,300千円は、第1回無担保新株引受権付社債の新株引受権の権利行使によるものであります。
2. 発行済株式数の当期増加のうち1,200株、資本金の当期増加のうち331,500千円及び資本準備金の当期増加額のうち556,500千円は、平成18年4月5日の公募増資による新株発行によるものであります。
3. 発行済株式数の当期増加のうち12株、資本金の当期増加のうち750千円は、新株引受権の権利行使によるものであります。
4. 資本準備金の当期減少額は、前期決算の欠損てん補によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	733	1,866	781	-	1,818
賞与引当金	2,415	5,795	2,415	-	5,795
販売促進引当金	1,650	3,640	1,650	-	3,640

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	404
預金	
普通預金	1,047,972
小計	1,047,972
合計	1,048,376

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ユーシーカード株式会社	61,465
株式会社ジェーシービー	51,426
株式会社アプラス	16,882
ヤマト運輸株式会社	17,920
wave-motion 奥野 正一	4,473
その他	177,680
合計	329,849

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
157,961	2,403,682	2,231,795	329,849	87.1	37.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額（千円）
オンライン激安問屋在庫商品	17,521
合計	17,521

買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社イトウ	12,485
クルーズカンパニー株式会社	5,011
株式会社プラタ	4,263
有限会社ピーオーエス	3,917
エスタコット株式会社	3,732
その他	151,904
合計	181,314

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	4月30日
定時株主総会	営業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
株券の種類	100株券、10株券、1株券
中間配当基準日	10月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 無料
端株の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.raccoon.ne.jp/company/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は端株制度の適用を受けておりますが、現在は端株は生じておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成18年3月3日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年3月17日及び平成18年3月29日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 2月24日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	安浪 重樹	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 隆司	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成16年5月1日から平成17年4月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成17年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 7月28日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	安浪 重樹	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 隆司	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成18年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。